

財務諸表論

本試験問題

〔第一問〕

- 2 割引現在価値に基づく資産評価が、資産の定義に照らして妥当とされる根拠を簡潔に説明しなさい。

〔第一問〕

- 4
(3) 「退職給付に係る会計基準」において、退職給付債務の測定が割引現在価値に基づいているとされる根拠を簡潔に説明しなさい。

〔第二問〕

- 1 次の文章は、企業会計原則注解18から抜粋したものである。これに関して、以下の5つの問に答えなさい。

「①であつて、その②し、③、かつ、その④場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、…（以下略）。

- (1) 空欄①から④に当てはまる適切な語句を答えなさい。
(2) 下線部Aの意味について、簡潔に説明しなさい。
(3) 下線部Bに関連して、引当金（負債）の計上と引当金繰入（費用）の計上との因果関係について簡潔に説明しなさい。
(4) 引当金を計上する根拠として代表的なものを、2つ答えなさい。
(5) 引当金を計上する目的を簡潔に説明しなさい。

TAC予想問題

●実力完成答練 第2回 〔第一問〕 問2

資産負債アプローチとは、企業の価値を明らかにするため、資産・負債を重視する思考である。
資産負債アプローチのもとでは、企業の価値の開示が会計の目的とされる。そのため、企業の純資産計算が計算の重点とされる。

- (1) 上記文書のもとでの資産の定義について述べなさい。
(2) 上記(1)の資産の定義と評価が会計理論的に一貫したものになるためには当該資産はどのように評価すべきか述べなさい。

●全国公開模試 〔第一問〕 問2

1 負債の計上額

①に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から②の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する。

ただし、②については、その額が企業年金制度に係る①に当該企業年金制度に係る未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超える場合には、当該超過額を①から控除することはできないものとし、③として処理するものとする。

問2 空欄①について、その算定方法を簡潔に答えなさい。

●直前対策テキスト 問題17 問1

次の文章は、企業会計原則注解【注18】である。これに関連して、以下の各問に答えなさい。

将来の特定のAであつて、そのBに起因し、C、かつ、そのDことができる場合には、当期の負担に属する金額を当期のAとして引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。

製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等がこれに該当する。

問1

- 1 空欄AからDに適切な用語を記入しなさい。
2(1) 引当金の本質について述べなさい。
(2)① 発生主義の原則の内容を説明しなさい。
② 上記①における費用の発生を財貨又は用役の価値費消事実の発生と財貨又は用役の価値費消原因事実の発生と解釈した場合に、引当金繰入額の計上根拠として想定される原則の名称を答えなさい。
③ 上記②とは別に、上記①における費用の発生を財貨又は用役の価値費消事実の発生と解釈した場合に、引当金繰入額の計上根拠として想定される原則の名称を答えなさい。

ズバリ的中!

〔第三問〕

2 金銭債権及び貸倒引当金に関する事項

当社は、金銭債権を「一般債権」、「貸倒懸念債権」及び「破産更生債権等」に区分し、かつ、営業債権と営業外の取引に基づく債権ごとに貸倒引当金を設定している。なお、繰入れは営業債権と営業外の取引に基づく債権それぞれに対して差額補正法によるものとする。また、破産更生債権等に対する貸倒引当金繰入額は差額補正法により特別損失に計上するものとする。

(1) 得意先A社は前期より経営難に陥っていたが、当期に会社更生法の規定による更生手続開始の申立てを行った。A社とは当期に取引停止をしており、また、当期中の入金もない。当期末におけるA社に対する債権は売掛金8,550千円であり一年以内に回収される見込みはない。A社からは営業保証金1,500千円を預かっており、当該金額を控除した全額に対し貸倒引当金を設定する。

なお、税務上認められる繰入率は営業保証金控除後の債権残高に対し50%であり、認められない部分に対して税効果会計を適用するものとし、繰延税金資産の回収可能性に問題はないものとする。

また、前期末においてはA社の営業債権に対し3,525千円の貸倒引当金が計上されている。

(2) 当期に入ってから、得意先B社に対する売掛金の回収が滞り始めたため、取引を停止するとともに売掛金代金の全額を手形回収したが、支払期日が再三延期されており回収について重大な問題が生じる可能性が高い。B社に対する受取手形の期末残高は4,500千円（平成22年6月30日期日）である。なお、B社からは営業保証金1,200千円を預かっている。

B社に対する債権は貸倒懸念債権とし、営業保証金控除後の金額の50%に対し貸倒引当金を設定する。ただし、税務上は一般債権として貸倒引当金の繰入限度額の計算を行っている。

(3) 一般債権に対しては、過去の貸倒実績率に基づき受取手形及び売掛金の期末残高の1%を引当計上する。

(4) A社以外の営業債権に対する税務上の貸倒引当金繰入限度額は480千円であり、限度超過額に対して税効果会計を適用するものとする。また、繰延税金資産の回収可能性に問題はないものとする。なお、前期末において、A社を含めた営業債権に対する貸倒引当金に税効果会計を適用し計上した繰延税金資産は2,257千円である。

(5) 決算整理前残高試算表の貸倒引当金（短期）は営業債権に対する前期末残高であり、破産更生債権等に対するものはない。

〔第三問〕

4 棚卸資産に関する事項

商品の期末数量等の内訳は次のとおりである。商品は期別総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しており、帳簿棚卸高に記載の単価は期別総平均法により適正に計算されている。

	帳簿棚卸高		実地棚卸高		差異の内訳等
	数量	単価	数量	単価	
甲商品	1,240個	6,600円	1,220個	6,600円	下記2)参照
乙商品	860個	12,000円	860個	12,000円	—
丙商品	2,540個	7,500円	2,340個	7,500円	下記2)参照
丁商品	590個	8,900円	590個	8,900円	下記3)参照

貯蔵品はすべて梱包資材であり、購入時に販売費及び一般管理費（荷造運搬費）で処理している。期末においては実地棚卸に基づく未使用分を最終仕入原価法により評価しており、実地棚卸高は2,130千円である。

(1) 残高試算表の繰越商品及び貯蔵品の残高は前期末残高である。

(2) 甲商品の棚卸差異は原因が不明であったため、棚卸減耗として売上原価処理する。丙商品の棚卸差異は見本品として提供していたことが判明したため、販売費及び一般管理費（広告宣伝費）に振替計上する。

(3) 実地棚卸の結果、丁商品のうち80個は商品に傷のあることが判明した。当該商品の処分見込価額は1個当たり1,000円である。なお、当該簿価切下げ額は売上原価に計上する。

〔第三問〕

6 ソフトウェアに関する事項

(1) ソフトウェアの内訳は次のとおりである。いずれも社内利用目的であり、その利用により将来の費用削減効果が確実に認められた。償却年数は5年として前期まで償却しており、当期の減価償却計算は6(2)を含め未了である。

システム	利用開始時期	前期末帳簿価額	備考
会計処理システム	平成19年10月1日	3,990千円	—
営業管理システム	平成18年4月1日	3,600千円	下記2)参照。

(2) 建設仮勘定計上額のうち、24,000千円は新営業管理システムの開発費であり、平成21年10月1日から事業の用に供している。このソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実に認められ、償却年数は5年である。

また、新営業管理システムの稼働に伴い、従来の営業管理システムは平成21年9月30日付で除却した。除却したソフトウェアについて当期首から除却時までの償却を行う。

●実力完成答練 第6回 〔第三問〕

2 貸倒引当金に関する事項

当社は、金銭債権を「一般債権」、「貸倒懸念債権」、「破産更生債権等」に区分して貸倒引当金を設定している。なお、繰入れは、差額補正法によるものとする。

(1) C社は、当期に入り債務超過が生じ、過去の実績から債務の一部を弁済できない可能性が高いと見込まれる。C社に対しては、2,800千円の売掛金（前期発生）があり、前期においては、一般債権に区分して貸倒引当金を設定している。なお、当該債権に対しては当社は担保設定等の債権保全手続は行っていない。

(2) D社は、当期に入り、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが立たない状態である。D社に対しては、2,200千円の受取手形（前期発生）、3,100千円の売掛金（前期発生）、1,500千円の営業保証金（平成20年12月から5年間の契約で預かっているもの）であり、預り金として計上している。があり、前期においては、貸倒懸念債権に区分して380千円の貸倒引当金を設定している。なお、期末現在、債権の回収の見通しは立っていない。

(3) 一般債権（C社及びD社以外の受取手形（営業外取引に係るものを除く。）及び売掛金）に対しては、期末残高の1%を引当計上する。ただし、税務上の一般債権に対する貸倒引当金繰入限度額は2,874千円である。

(4) 貸倒懸念債権に対しては、債権金額から担保等処分見込額を控除した残高の50%相当額を引当計上する。ただし、税務上は一般債権として貸倒引当金繰入限度額の計算を行っている。

(5) 破産更生債権等に対しては、債権金額から担保等処分見込額を控除した残高について引当計上する（繰入額は、特別損益の部に計上する）。ただし、税務上の貸倒引当金繰入限度額は債権金額から担保等処分見込額を控除した残高の50%相当額である。

(6) 限度超過額に対しては税効果会計を適用するものとする。なお、前期末において貸倒引当金に税効果会計を適用し計上した繰延税金資産は1,140千円である。

(7) 決算整理前残高試算表の貸倒引当金は受取手形及び売掛金に対する前期末残高であり、破産更生債権等に対するものはない。

●実力完成答練 第2回 〔第三問〕

5 たな卸資産に関する事項

たな卸資産の期末残高の内訳は次のとおりである。

種類	帳簿棚卸高		実地棚卸高		備考
	個数	単価(原価)	個数	単価(正味売却価額)	
商品甲	240,000個	1,300円	230,000個	1,280円	下記(3)参照
商品乙	180,000個	1,800円	180,000個	1,810円	下記(4)参照

(1) 残高試算表の商品は前期末残高である。

(2) 商品は先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）により評価している。

(3) 商品甲の帳簿棚卸高と実地棚卸高の差異のうち8,000個はすべて経常的に発生する減耗であり、販売費及び一般管理費に計上することとする。また、商品甲の帳簿棚卸高と実地棚卸高の差異のうち2,000個は見本品として得意先O商事に送付したものであるが未処理である。なお、正味売却価額の下落は市場の需給変化により生じたものである。

(4) 商品乙の実地棚卸高のうち30,000個については、品質低下により正味売却価額が1,200円まで下落している。なお、上記表中の正味売却価額は良品に対するものである。

●直前予想答練 第1回 〔第三問〕

7 ソフトウェアに関する事項

残高試算表のソフトウェアのうち20,500千円については、機能的陳腐化が認められたため、当期首において廃棄したが、会計処理が未済である。また、40,000千円については、当期首から新たに稼働したソフトウェアの取得に係る支出額である。ソフトウェアについては、償却年数を5年として定額法により減価償却を行う。なお、廃棄したソフトウェアについての減価償却計算は行わない。

〔第三問〕

7 従業員賞与に関する事項

従業員賞与については、平成22年6月の夏期賞与の支給が90,000千円と見込まれている。支給対象期間は12月から5月であるため、当期の負担額を引当計上する。

残高試算表の賞与引当金69,400千円は前期末残高であり、販売費及び一般管理費（従業員賞与）に計上されている平成21年6月支給額と相殺処理する。

税務上、賞与は支出時に損金算入されることになっているので、賞与引当金繰入額に対して税効果会計を適用するものとし、繰延税金資産の回収可能性に問題はないものとする。

〔第三問〕

9 諸税金に関する事項

(2) 当期の確定年税額（中間納付額及び源泉徴収税額控除前）は、法人税及び住民税が49,000千円、事業税が8,800千円（付加価値割及び資本割により算定された税額1,000千円を含む）、消費税等が24,000千円である。

残高試算表において、法人税及び住民税の中間納付額12,800千円は法人税等に、源泉徴収された所得税及び住民税利子割額54千円は仮払金に、事業税の中間納付額2,900千円及び消費税の中間納付額15,000千円は販売費及び一般管理費（租税公課）に計上されている。

●実力完成答練 第3回 〔第三問〕

8 従業員賞与に関する事項

従業員賞与について、翌期における支給見込額のうち当期負担分を賞与引当金に計上する。なお、残高試算表の賞与引当金は前期末残高であり、販売費及び一般管理費（本社分）及び労務費（製造部）の賞与手当に計上した平成21年6月支給額と相殺処理する。

	第30期引当金計上額	第31期引当金計上額
本 社	8,863千円	9,848千円
製造部	1,945千円	2,162千円
合 計	10,808千円	12,010千円

●全国公開模試 〔第三問〕

11 諸税金に関する事項

(2) 当期の確定年税額（中間納付額及び源泉徴収税額控除前）は、法人税及び住民税が32,000千円、事業税16,000千円及び消費税等56,400千円である。

残高試算表において、法人税及び住民税の中間納付額18,400千円は法人税等に、事業税の中間納付額6,000千円、源泉徴収された所得税及び住民税利子割額400千円が販売費及び一般管理費（租税公課）に、消費税等の中間納付額24,000千円が仮払金に計上されている。

スバリの的中!